

マナベル俱乐部

旅行条件取引説明書「募集型企画旅行契約」

1. 契約

- (1) この旅行は(株)ノヴァコーポレーション(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容は、募集広告・本取引条件説明書・出発前にお渡する確定書面(ご旅行案内書)、および本取引条件説明書に定めのない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

2. お申し込み

- (1) 当社にご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金(又は申込金)のお支払いがあった時に旅行契約が成立するものとします。※申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

ご旅行代金	申込金(お一人様)
20,000 円未満	5,000 円 ~ 旅行代金
20,000 円~50,000 円未満	10,000 円 ~ 旅行代金
50,000 円以上	旅行代金の 20% 以上

(2) 電話・当センター フロント(受付窓口)にてご予約の場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込金の提出と旅行代金(又は申込金)のお支払いがあって旅行契約が成立するものとします。この期間内に申込金の提出と旅行代金(又は申込金)お支払いがされない場合、当社らはお申込がなかったものとして取り扱います。

3. お申し込み条件

- (1) お申し込みの時に18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることができます。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また団体旅行に支障をきたすと当社らが判断する場合は同伴者の動向などを条件とする場合があります。
- (4) 当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断書又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることができます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無についても必ず添乗員その他の旅程管理を行う者にご連絡いただきます。
- (7) 他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 確定書面(ご旅行案内書)

- (1) 確定した旅行日程・航空機の便名及び宿泊ホテル名を記憶した確定書面(ご旅行案内書)は出発日の前日までにお渡しいたします。ただし、旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降にお申し込みされた場合、出発当日までにお渡しいたします。
- (2) お渡し方法には郵送を含みます。
- (3) 交付期日前であってもお問い合わせいただければ、当社らは手配状況について説明いたします。
- (4) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は本項(1)の確定書面(ご旅行案内書)に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金

- (1) 旅行代金は出発日の前日から起算して、さかのぼって13日目にあたる日(以下「基準日」といいます)より前にさかのぼってお支払いいただきます。また基準日以降のお申し込みの場合は、お申し込み時点または当社の指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) お支払いいただく旅行代金は、募集広告に記載した旅行代金プラス本項(6)の追加代金となります。この合計金額は第2項(3)の申込金・第8項の取消料・違約料、第14項変更補償金の額の算出基準となります。
- (3) 旅行代金には消費税等を含みます。
- (4) 旅行代金に含まれるもの
1. 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります)。
 2. 旅行日程に含まれる送迎バスなどの料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所及び都市間の移動バス料金)。ただし旅行日程に

「お客様負担」と表記してある場合を除きます)。

3. 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料。
5. 旅行日程に明示した食事の料金(ただし飲み物代は含まれません。)・税・サービス料
6. 添乗員付きコースの添乗員同行費用。
7. 募集広告などで「○○付き」等と表示されているものの経費。
※「第5項(4)」の運賃・料金経費をお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しありません。
- (5) 旅行代金に含まれないもの
 1. 本項(4)に記載のもののほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 2. 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
 3. 飲物代、クリーニング代、電話料、旅館の中居・ホテルのルームメイド等に対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 4. 障害・疾病に関する治療費。
 5. お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加料金。
 6. 希望者のみ参加されるオプショナルツアーの旅行代金。
 7. ご自宅から集合出発地までの交通費・宿泊費、及び解散地からご自宅までの交通費・宿泊費。
- その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。
- (6) 追加代金
以下に記載するものは旅行代金に追加する代金となります。
(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます)。
 1. 航空便の選択。
 2. 航空機の等級の選択。
 3. 宿泊ホテル指定の選択。
 4. 部屋の等級アップに関するグレードアップ追加料金。
 5. 1人部屋追加代金。
 6. 募集広告等で当社が「グレードアッププラン」等と称する食事又は一部の小旅行がついている追加代金。
 7. 延泊による宿泊代金。
 8. その他募集広告などで「○○追加代金」と称するもの。

6. 旅行契約内容、代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延・目的空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、旅行日程・旅行サービス内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することができます。ただし緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明いたします。

7. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減額することができます。
 - (2) 本項(1)の定めることろにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
 - (3) 本項(1)の定めることろにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 当社は、第6項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。
- *本項(4)の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかつた旅行サービスに対しての取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を含みます。
- *本項(4)において、費用の増加が、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行なっているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することができます。

8. 旅行契約の解除・取消料・払い戻し

(1) 旅行開始前の解除

お客様による解除

- i . お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様への署名なくして取消料の支払いを受けます。

国内旅行取消日区分		取消料(ひとり)	
		宿泊付き バス旅行 船・航空機・JR 利用を含む国内旅行	日帰り バス旅行
旅行開始日 の前日より 起算してさか のぼり	20 日目~15 日目	20%	—
	14 日目~11 日目	20%	—
	10 日目~8 日目	20%	20%
	7 日目~2 日目	30%	
	前日	40%	
旅行開始 日の	当日連絡有	50%	

旅行開始後のお取消し(無連絡の場合)は、旅行代金の 100% を申し受けます。

- ※ 取消料の対象となる旅行代金とは、募集広告記載の旅行代金に第5項(6)の追加代金を加えた合計額です。
 - ii . ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内に当社にお申し出ください。
 - iii . お客様は次に掲げる場合においては、「本項(1)の i.」の規定にかかるわざ旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - A) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
 - B) 第7項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - C) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - D) 当社がお客様に対し、第4項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - E) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。
 - iv . 当社は「本項(1)の i.」により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻しいたします。取消料が申込金でまかねえないときは、その差額を申し受けます。また、「本項(1)の i.」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)全額を払い戻しいたします。
 - 2. 当社による旅行契約の解除
 - i . 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行を解除することができます。
 - (ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能・その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の自由により、当該旅行に耐えられないと認めたとき。
 - (ウ) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能・その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (エ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の自由により、当該旅行に耐えられないと認めたとき。
 - (オ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - (カ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を当社に求めたとき。
 - (キ) お客様の人数が募集広告に記載した最少催行人数に満たないとき。
 - (ク) スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (ケ) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により募集広告に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - (コ) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能・その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (サ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の自由により、当該旅行に耐えられないと認めたとき。
 - (シ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - (ス) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を当社に求めたとき。
 - (セ) お客様の人数が募集広告に記載した最少催行人数に満たないとき。
 - (ソ) スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (タ) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により募集広告に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ii . お客様が第5項(1)に規定する期日までに旅行代金をお支払いたただけない時は、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。
 - iii . 当社は「本項(1)の 2. の i.」に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(日帰りの場合については11日目)に当たる日より前に、旅行開始を中止する旨をお客様に通知します。
- (2) 旅行開始後の解除
お客様による解除
- お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰すべき事由によらず募集広告に記載した旅行

